

令和 7 年 度

町 単 独 西 納 野 ・ 下 原 地 区 農 集 排
汚 泥 引 抜 ポ ン プ 修 繕 工 事

工 事 設 計 書

那 賀 町

位置図

SC:1/25,000

西納野・下原地区 集落排水処理施設

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

仕様書

農林土木工事特記仕様書

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】、及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事」とあるのは「1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事又は舗装工事」に、「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事」とあるのは「2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事又は舗装工事」に、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適用工事)【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(用語の定義)【変更】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものをいう。

(施工計画書)【変更】

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を

除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】【追加】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験

- ・建設業法第7条第2号ハ、及び同法第15条第2号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書で可）
- ・建設業法第7条第2号イ又はロ、及び同法第15条第2号ロに該当するものについては、実務経験証明書

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が4,500万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第

一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

（工事の一時中止）【追加】

1-1-1-18 工事の一時中止

4. 「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

（設計図書の変更）【変更】

1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準と

なるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

10. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

11. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

12. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「5. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「11. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

13. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

（徳島県認定リサイクル製品の使用）【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

（建設業退職金共済制度）【変更】【追加】

1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償

5. 「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」の提出

受注者は、「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」を工事請負契約時に、発注

者に提出しなければならない。また、建設業退職金共済証紙等を追加購入した場合も、同様に本届出書を発注者に提出すること。

なお、建設業退職金共済制度に加入した場合には、別に定める標識（シール）を見やすい場所に掲示しなければならない。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（用語の定義）【追加】

1-1-1-2 用語の定義

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（建設資材使用実績報告書）【変更】

2-1-3-1 県内産資材の原則使用

「3. 建設資材使用実績報告書」を削除する。

（法定外の労災保険の付保）

第3条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

第4条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalnourin/>

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第5条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造

物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第6条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（本工事の特記仕様事項）

- 第7条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- （本工事における特記仕様事項を記載）

令和7年度

町単独西納野・下原農集排

汚泥引抜ポンプ修繕工事

特記仕様書

那賀町

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、令和7年度 町単独西納野・下原農集排汚泥引抜ポンプ修繕工事に適用するもので、一般仕様書に定める他、本特記仕様書に準拠して監督職員の指示に従い、機械の製作、据付及び施工にあたるものとする。

本仕様書に特に定めていない事項については監督員との協議によるものとする。

2. 適用規格等

本工事の施工にあたっては、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書」（平成28年10月）に準拠するとともに、次に掲げる関係法令及び諸規格基準等に適合するものとする。

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・建設業法
- ・公害対策基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・下水道法
- ・電気事業法
- ・道路交通法
- ・騒音規制法
- ・日本工事規格（JIS）
- ・電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電機工業会規格（JEM）
- ・日本機械学会基準（JSME）
- ・公共建築工事標準仕様書―建築工事編―、―電気設備工事編―、―機械設備工事編―
（国土交通省官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書―建築工事編―、―電気設備工事編―、―機械設備工事編―
（国土交通省官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図―電気設備工事編―、―機械設備工事編―
（国土交通省官庁営繕部）
- ・その他関係法令、条例、関連の規格

3. 施工計画

請負者は工事受注後、監督員と現況確認及び打ち合わせを行い遅滞なく施工計画書を作成し承認を得ること。

4. 承認申請図書

機器製作、据付、配管にあつては事前に製作図、施工図を監督員に提出し、承認を得ること。
機械製作後或いは据付後に監督員との間に誤解のないよう、承認申請図書は極力詳細に記述すること。監督員の要求が有る場合、特別の理由が有る場合を除き根拠資料・計算書を提出すること。

5. 完成図書・運転要領書・取扱説明書

請負者は工事完了後遅滞なく完成図、据付記録、運転要領書及び機器取扱説明書を提出すること。

6. 性能確認

請負者は製作工場において納入機器・設備が所定の性能・機能を安定的に発揮することを監督員立会いの下に確認・記録し、結果を提出すること。
確認事項・方法について、あらかじめ性能確認試験要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。
現地において監督員の立会いの下に総合試運転を実施し、正常な運転が行われることを確認すること。

7. 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

8. 運転指導

請負者は納入した設備の安定した運転を確保するため、システムとしての運転方法及び各種単体機器の取扱方法の適当な期間、維持管理担当職員等に教育指導すること。
指導期間はあらかじめ作成提示する運転指導要領書に記述すること。

9. 保証期間

工事の保証期間は、工事引き渡し完了後2箇年とする。
尚、稼働開始時までは、現地据付済み各機器、盤に係わる湿気対策等を講じること。
保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障等の不具合が生じた場合、請負者の故障が生じた場合は、受注者の負担により、補修、取り替え、その他必要な処置を施すものとする。

10. 疑義

請負者は設計図書、本特記仕様書の記述或いは業務執行上発生した疑義、不明な点について、遅滞なく監督員と協議し、協議に基づき作業を進めること。

第2章 汚泥引抜ポンプ

1. 使用目的

槽内の汚泥を槽外へ引き抜き処理機能の低下を防ぐポンプ設備である。

2. 仕 様

No.	名 称	基 数	仕 様	備考
1	汚泥引抜ポンプ	2	ポンプ仕様 1) 口 径 : 吸込側 65A 吐出側 50A 2) 全 揚 程 : 5.1m 3) 吐 出 量 : 167L/min 4) 回 転 速 度 : 700min⁻¹ 5) 質 量 : 64kg 電動機 1) 型 式 : 全閉外扇形屋外型 2) 出 力 : 2.2kw 3) 電 圧 : 200V 4) 周 波 数 : 60Hz 5) 極 数 : 4 極	

摘 要

現場説明書

工事名: 令和7年度 町単独西納野・下原地区農集排汚泥引抜ポンプ修繕工事
工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限 (対象 無)
- 3 作業時間帯 (対象 無)
- 4 工程表の提出 (対象 無)
- 5 履行報告書 (対象 無)
- 6 その他 (対象 無)

用 地 関 係

- 1 ブロック製作ヤード (対象 無)
- 2 仮置ブロック (対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査 (対象 無)
- 2 支障物件の撤去 (対象 無)
- 3 立木の置き場所 (対象 無)
- 4 その他 (対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策 (対象 無)
- 2 濁水処理 (対象 無)
- 3 低騒音型・振動型建設機械 (対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験 (対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等 (対象 無)
- 2 交通誘導警備員 (対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置 (対象 無)

建 設 副 産 物

- 1 建設発生土の利用 (対象 無)
- 2 建設発生土の搬出 (対象 無)

現場説明書

- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 有)
本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面については次のとおりである。
CAD製図基準に準拠していない。
- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)
- 4 工事の分割について(対象 無)
- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)
※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。
- 6 三者会議※(対象 無)

現場説明書

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 施工計画書の提出(対象 無)

16 工事測量結果の提出(対象 無)

17 新技術の活用について(対象 無)

18 アスファルト舗装工事(施工途中の交通解放)(対象 無)

19 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

20 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2011063000195>

積算書



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

町単独事業

西納野・下原地区

令和7年度 町単独西納野・下原農集排汚泥引抜ポンプ修繕工事

積 算 書

(当初)

那賀町

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

数量表

令和7年度

町単独事業

令和7年度 町単独西納野・下原農集排汚泥引抜ポンプ修繕工事

工 事 数 量 表
【当初】

徳島県
那賀町

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器費				
1. 機器単体費				
(1)機器単体費				
機器費		式	1.000	
汚泥引抜ポンプ		台	2.000	
直接工事費				
1. 労務費				
(1)撤去工				
撤去工		式	1.000	
据付工		人		
普通作業員		人		
(2)据付工				
据付工		式	1.000	
据付工		人		
普通作業員		人		
据付間接費		式	1.000	